

意見提出者	ヤフー株式会社
-------	---------

1. 項目	プロバイダ責任制限法とプロバイダの刑事責任
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）は、プロバイダの民事上の損害賠償責任を制限しているが、刑事上の責任については制限していない。</p> <p>民事上の責任だけを考えると、プロバイダ責任制限法はプロバイダに対して常時監視義務を課すものではなく、情報の流通によって権利侵害がされている旨の通知を受けた場合（あるいは自ら知った場合）にはじめて対応すれば足りる。</p> <p>しかし、刑法における幫助犯の構成要件はかなり広く捉えられつつある中、違法な情報の監視等をしていないことが当該情報の発信を幫助したと評価される可能性があり、結果としてプロバイダには常時監視義務が課せられているのに等しい。</p> <p>また、構成要件該当性の判断がプロバイダにとっては困難であり、違法性の錯誤は故意を阻却しないことから、プロバイダ自身の安全確保のために危なそうな情報は全て削除せざるを得ない。</p> <p>そのため、刑事分野において表現規制をしているものについては、プロバイダに対して実際の構成要件を超えて広く削除することを促す結果となっており、インターネットを利用して情報を発信・収集しようとする一般国民の表現の自由を侵害する結果をもたらしている。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>プロバイダ責任制限法の適用範囲を刑事上の責任にも拡大する。</p> <p>これにより、プロバイダは萎縮することなく特定電気通信役務を提供することができ、インターネットを通じた情報の流通を促進することができる。</p>